

○技能検定及び技能講習の実施に関する内規

昭和53年12月20日
公安委員会内規第3号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 技能検定（第2条－第8条）

第3章 技能講習（第9条－第17条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この内規は、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「令」という。）第20条及び技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条から第5条までの規定による技能検定並びに令第21条及び規則第6条から第10条の規定による技能講習の実施について必要な事項を定めるものとする。

第2章 技能検定

（検定実施の通知等）

第2条 技能検定は、受検者にその日時、場所その他必要な事項を通知して実施するものとする。

2 猟銃の射撃の科目についての技能検定（以下「射撃検定」という。）の実施場所は、次の各号に掲げる施設を使用して行うものとする。

(1) 散弾銃を使用して行う射撃検定（以下「散弾銃射撃検定」という。規則第1条第2号ア。）

ア トラップ射撃

指定射撃場の指定に関する内閣府令（昭和37年総理府令第46号。以下「指定府令」という。）別表第2に定める基準に適合する構造設備を有する施設

イ スキート射撃

指定府令別表第3に定める基準に適合する構造設備を有する施設

(2) ライフル銃を使用して行う射撃検定（以下「ライフル銃射撃検定」という。規則第4条第1項。）

指定府令別表第4から第6までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設

（実施責任者及び検定官）

第3条 技能検定の実施責任者は、生活安全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）とする。

2 生活安全企画課長は、技能検定を実施するため、所属職員のうちから検定官を指定するものとする。

（受検者の確認及び指示）

第4条 検定官は、技能検定開始前に技能検定通知書等により受検者の確認を

行うとともに、次の各号に掲げる事項について指示及び説明を行うものとする。

- (1) 検定中の事故防止
- (2) 検定課題の実施順序
- (3) 検定中止事項
- (4) その他検定実施について必要な事項

2 検定官は、受検者の所持する猟銃に著しい欠陥がありその場で修理できない場合又は受検者が斟酌している等技能検定を受けるに適しない場合においては、当該受検者に係る技能検定を中止するものとする。

3 検定官は、検定中における検定課題の実施順序の教示又は減点後の是正措置若しくは危険防止のための指示を除き、助言等をしてはならないものとする。

(課題の設定等)

第5条 猟銃の操作の科目についての技能検定（以下「操作検定」という。）の課題の設定及び実施順序は、別添1に定めるとおりとする。

2 射撃検定の課題の設定及び実施順序は、別添2に定めるとおりとする。

(操作検定の採点)

第6条 操作検定の採点は、検定官が受検者全員に対して技能検定を開始する旨を宣言したときから、受検者全員がすべての検定課題を終了し、検定官が技能検定を終了する旨を宣言するまでの間の当該受検者の動作について行うものとする。

2 操作検定の採点に当たっては、別添3「操作検定の採点基準」に定める減点事項に該当したのものについてはその都度減点し、別添4「技能検定成績表」に記載するものとする。

3 検定官は、操作検定の採点に当たり、受検者の猟銃の操作が不適切であり、周囲の状況から判断して危険が予測されるときは、当該受検者を補助し、又は当該受検者に注意を与えて是正させ、減点するものとする。

(射撃検定の採点基準)

第6条の2 散弾銃射撃検定の採点基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飛しよう中の標的が射撃により破砕されたことを肉眼で確認することができた場合を「命中」とする。
- (2) 標的が定められた飛行線を飛しようしたにもかかわらず、受検者が射撃時期を失して射撃をしなかった場合における当該標的は、当該検定で放出される標的の個数に算入する。
- (3) 出割れ等である標的及び定められた飛行線を著しく外れて飛しようした標的は、当該検定で放出される標的の個数に算入しない。また、これらの標的に対する射撃は、射撃回数に含めない。
- (4) 散弾銃の故障又は不発により飛しよう中の標的を射撃することができなかつた場合における当該標的は、当該検定で放出される標的の個数に算入しない。

(5) 検定官が特に必要があると認めたときは、飛しよう中の標的を当該検定で放出される標的の個数に算入しないことができる。

2 ライフル銃射撃検定の採点基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 標的についた弾痕が得点圏を画する線上にあるときは、上位の得点として採点する。

(2) 標的についた弾痕が明らかに跳弾であると認められるときは、採点の対象とはしない。

(合格基準)

第6条の3 次に掲げる基準を満たした者を技能検定に合格したものとする。

(1) 操作検定においては20点を超える減点がないこと。

(2) 射撃検定においては次の表の左欄に掲げる銃種に応じ、同表の中欄に掲げる射撃方法で、同表の右欄に掲げる成績を得ること。

銃種	射撃方法	成績
散弾銃	トラップ射撃によるもの	2個以上の標的に命中すること
	スキート射撃によるもの	3個以上の標的に命中すること
公称口径22のへり打ちのライフル銃	立射によるもの	50点以上を得点すること
	膝射によるもの	70点以上を得点すること
	伏射によるもの	100点以上を得点すること
公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のライフル銃	立射によるもの	25点以上を得点すること
	膝射によるもの	40点以上を得点すること
	伏射によるもの	60点以上を得点すること

(検定の中止)

第7条 次の各号のいずれかに該当した場合においては、技能検定を中止することができる。

(1) 受検者が当該技能検定に合格しないことが明らかになった場合

(2) 受検者が当該技能検定を安全に実施するための指示に従わない場合

(合格証明書の交付)

第8条 技能検定合格証明書は、技能検定実施後、合格者に対して交付するものとする。

第3章 技能講習

(講習実施の通知等)

第9条 技能講習は、受講者にその日時、場所その他必要な事項を通知して実施するものとする。

2 猟銃の射撃の科目についての技能講習（以下「射撃講習」という。）の実

施場所は、次の各号に掲げる施設を使用して行うものとする。

(1) 散弾銃を使用して行う射撃講習（以下「散弾銃射撃講習」という。規則第7条）

ア トラップ射撃

指定府令別表第2に定める基準に適合する構造設備を有する施設

イ スキート射撃

指定府令別表第3に定める基準に適合する構造設備を有する施設

(2) 散弾銃以外の猟銃（以下「ライフル銃等」という。）を使用して行う射撃講習（以下「ライフル銃等射撃講習」という。規則第8条）指定府令別表第4から第6までのいずれかに定める基準に適合する構造設備を有する施設

（実施責任者及び講習指導員）

第10条 技能講習の実施責任者は、生活安全企画課長とする。

2 生活安全企画課長は、技能講習を実施するため、所属職員又は技能講習に関する事務の委託を受けた者の管理する教習射撃場に置かれた教習射撃指導員のうちから講習に従事する者（以下「講習指導員」という。）を指定するものとする。

（実施要領等）

第11条 猟銃の操作の科目についての技能講習（以下「操作講習」という。規則第6条）の実施要領は、別添5に定めるとおりとする。

2 射撃講習の実施要領は、別添6に定めるとおりとする。この場合において、講習指導員は、必要に応じ、射台において受講者に実射をさせる前に休憩時間を置き、休憩時間中に受講者が自主的に射撃の練習ができるように措置するものとする。

（受講者の確認及び指示）

第12条 講習指導員は、技能講習開始前に猟銃・空気銃所持許可証により受講者の確認を行うとともに、次の各号に掲げる事項について指示及び説明を行うものとする。

(1) 講習中の事故防止

(2) 講習の実施順序

(3) 講習の打切事項

(4) その他講習実施について必要な事項

2 講習指導員は、講習開始前に、受講者が技能講習において使用することとしている猟銃の薬室及び弾倉に実包が装填されていないことを確認させるものとする。

3 講習指導員は、受講者の所持する猟銃に著しい欠陥がありその場で修理できない場合又は受講者が酩酊している等技能講習を受けるに不適しい場合においては、当該受講者に係る技能講習を打ち切るものとする。

4 講習指導員は、別添7「操作講習記録基準」に沿って受講者に対し、猟銃の操作及び射撃の技能に関する指導、助言等を行い、猟銃の基本的な操作の

確認や射撃技能の維持向上を図るとともに、その指導の内容について、別添 8「技能講習記録表」及び別添 9「射撃姿勢等確認表」に記載の上、その写しを技能講習終了後に受講者に手交するものとする。

(操作講習の記録)

第13条 操作講習の記録は、講習指導員が受講者全員に対して技能講習を開始する旨を宣言したときから、受講者全員が全項目を終了し、講習指導員が技能講習を終了する旨を宣言するまでの間の全ての猟銃の操作について行うものとする。

2 講習指導員は、受講者が別添 7「操作講習記録基準」の 1 に定める事項（以下「危険行為」という。）を行わないように指導を行うが、指導にもかかわらずこれを行つた場合には、別添 8「技能講習記録表」に記載するものとする。

3 講習指導員は、受講者に対し、別添 7「操作講習記録基準」の 2 に定める事項について指導を行つた場合には、別添 8「技能講習記録表」に記載するものとする。

(射撃講習の記録)

第14条 散弾銃射撃講習の記録は、次に掲げるとおりとする。

(1) 完全な形態をとっていない標的（出割れ）若しくは定められた飛行線を著しく外れた標的が放出された場合又は猟銃の故障若しくは実包の不発その他講習指導員が記録の対象とすることが不相当であると判断した場合には、放出された標的は当該講習で放出される標的の個数に算入しない。

(2) 完全な形態をとつた標的が定められた飛行線を飛ばしようとしたにもかかわらず、受講者が射撃時期を失して射撃をしなかつた場合には、当該標的は当該講習で放出される標的の個数に算入するものとする。この場合において、講習指導員は、適切な発射の時期について受講者に指導を行うとともに、別添 9「射撃姿勢等確認表」に記載する。

2 ライフル銃等射撃講習の記録は、次に掲げるとおりとする。

(1) 講習指導員は、当該受講者の技能等に鑑み適切な射撃姿勢を選択するように指導して射撃を行わせ、射撃を行つた姿勢及び依託の有無について別添 8「技能講習記録表」に記載する。

(2) 跳弾であることが明りような標的中の弾痕は、記録の対象としない。

3 講習指導員は、受講者の射撃姿勢及び射撃動作について指導を行い、指導を行つた項目について、別添 9「射撃姿勢等確認表」に記載するものとする。

(講習の打切り)

第15条 講習指導員は、受講者が危険行為を行い、講習指導員から当該危険行為を行わないように指導を受けたにもかかわらず再度同じ行為を行つた場合には、講習を打ち切るものとする。ただし、事前に指導を行うことで危険行為を未然に防ぐことができる場合には、講習指導員はできる限り事前に指導を行うものとする。

2 講習指導員は、受講者が別添 7「操作講習記録基準」の 1 の I の項に該当

する危険行為を行つた場合には、その時点で講習を打ち切るものとする。受講者の銃が故障した場合など技能講習を安全に継続することができないと講習指導員が判断した場合も同様とする。

(修了認定)

第16条 修了認定は、操作講習及び射撃講習の課程を終了し、講習指導員が講習事項を修得したと認定した者について行うものとする。

(修了証明書の交付)

第17条 技能講習修了証明書は、生活安全企画課長から技能講習の結果の通知を受けた警察署長が修了者に対して交付するものとする。この場合において、当該警察署長は、修了していない者に対し、その旨を通知するものとする。

別添 1

操作検定の課題設定及び実施順序

1 散弾銃を使用して行う操作検定

散弾銃を使用して行う操作検定の課題の設定及び実施順序は次のとおりとする。 注 括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。

(1) 射撃検定前の操作検定

ア 散弾銃の点検及び分解結合（1回）

(ア) 散弾銃を銃身部と機関部に分解させる。

(イ) 分解された散弾銃を結合させつつ安全点検を行わせる。

注 点検は、受検者に「・・・につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

イ 散弾銃の保持及び携行（1回）

射台及び銃架等の間を散弾銃を携行させて往復させる。この場合において、銃架等に散弾銃を置かせ又は手に取らせるものとする。

注 課題として指定してこの動作を行わせるのは1回であるが、操作検定における採点対象としては、この場合のほかのすべての散弾銃の保持及び携行が含まれる。

ウ 標準及び空撃ち

(ア) 模擬弾の装てん及び脱包を行わせる。（2回）

注 模擬弾は、操作検定においては、実包とみなす。

(イ) 射撃動作及びスウイングを行わせつつ空撃ちを行わせる。（5回）

注 スウイングは、山並み等の地形地物を利用して、飛しようする標的の飛行線を仮想することにより行うものとする。

(ウ) 不発弾の場合の処理を行わせる。（1回）

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

(2) 射撃検定中の操作検定

射撃検定中においても、すべての猟銃の操作検定を行うものとする。

2 ライフル銃を使用して行う操作検定

ライフル銃を使用して行う操作検定の課題の設定及び実施順序は、次のとおりとする。

注 括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。

(1) 射撃検定前の操作検定

ア ライフル銃の点検及び分解結合（1回）

(ア) ボルト式ライフル銃の場合に限り、ボルトの脱着を行わせる。

(イ) 安全点検を行わせる。

注 点検は、受検者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

イ ライフル銃の保持及び携行（1回）

射台及び銃架等の間をライフル銃を携行させて往復させる。この場合において、銃架等にライフル銃を置かせ、又は手に取らせるものとする。

注 課題として指定してこの動作を行わせるのは1回であるが、操作検定における採点対象としては、この場合のほかのすべてのライフル銃の保持及び携行が含まれる。

ウ 照準及び空撃ち

- (ア) 模擬弾の装てん及び脱包を行わせる。(2回)
- (イ) 射撃姿勢を執らせ、かつ、空撃ちを行わせる。(5回)
- (ウ) 不発の場合の処理を行わせる。(1回)

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

(2) 射撃検定中の操作検定

射撃検定中においても、すべての猟銃の操作検定を行うものとする。

別添 2

射撃検定の課題設定及び実施順序

1 散弾銃射撃検定

(1) 標的の形状

直径110ミリメートル(±2ミリメートル)、高さ26.5ミリメートル(±1.5ミリメートル)、重量105グラム(±5グラム)のクレーパーピジョン

注 通常使用されているクレーパー

(2) 標的の放出方法等

ア 受検者1人につき25個の標的を1個ずつ放出するものとする。

イ トラップ射撃

(ア) 放出速度 最大飛しよう距離が75メートル(±5メートル)となるような速度

(イ) 放出高度 トラップハウスの屋根の水準上でトラップから計り、飛行線の10メートルの地点で2.5メートル(±0.5メートル)の高さを通過

(ウ) 放出順序、放出方向及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5
放出方向	ストレート	左5度	右5度	左10度	右10度
標的個数	5	5	5	5	5

(注) 射台の放出方向を特定し、その設定は、射台番号に拘束されない。

ウ スキート射撃

(ア) 放出速度 最大飛しよう距離が65メートル以上67メートル以下となるような速度

- (イ) 放出高度 クレー交差点において地上4.57メートルの点を中心とする直径0.91メートルの仮想の円内を通過
- (ウ) 放出順序、射台番号、放出器及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5	6
射台番号	1	2	3	6	7	7
放出器	M	M	M	P	P	M
標的個数	4	4	4	4	4	5

- (注) 1 放出器の項のMはマークを、Pはプールを表す。
 2 標的の放出は、ノータイムとする。

(3) 射撃の方法等

ア 実包の装てん数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装てんするものとする。

イ 射撃の方法及び射台の移動

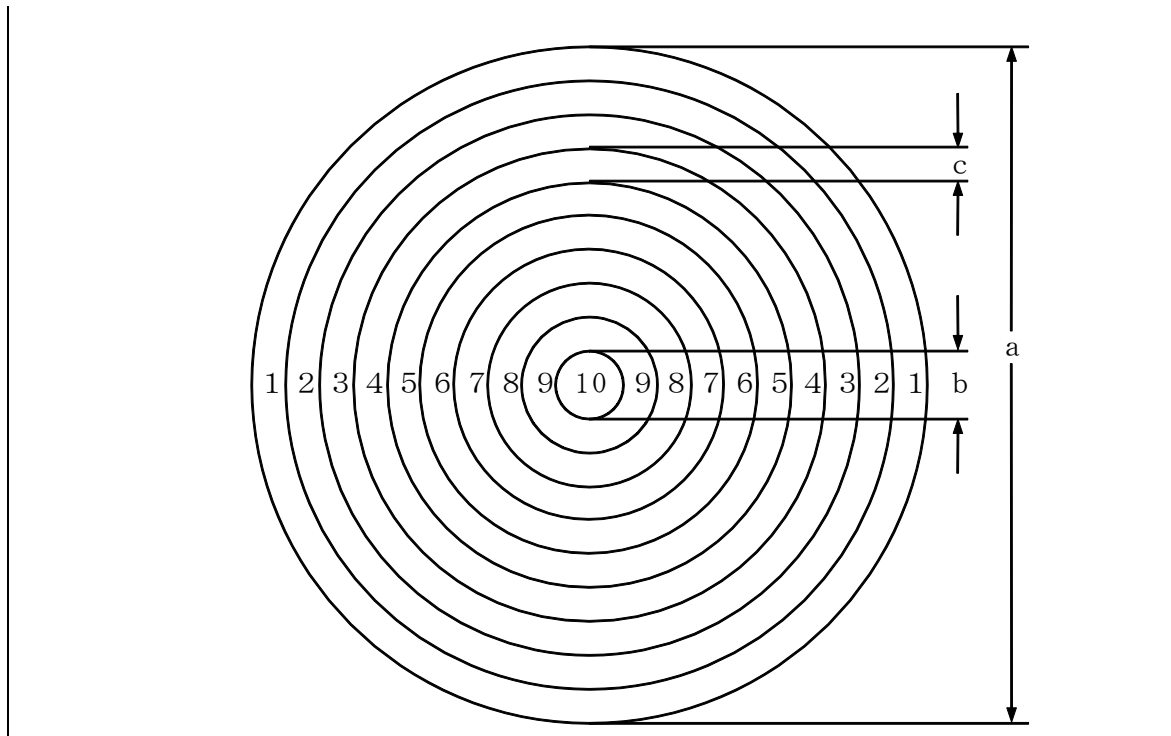
(ア) 受検者は、射台において、当該射台に定められた個数の標的全部に対して、連続して射撃するものとする。

(イ) 受検者のグループ（射団）の全員が、当該射台において射撃を終了しなければ射台を移動してはならないものとする。

2 ライフル銃射撃検定

(1) 標的の大きさ、形状及び得点圏

使用する ライフル銃 標的	公称口径22の へり打ちのライフル銃	公称口径22のへり打ちの ライフル銃以外のライフル銃
a	$162.4 \times \frac{\text{射距離の数値}}{50}$ ミリメートル	$1000 \times \frac{\text{射距離の数値}}{300}$ ミリメートル
b	$12.4 \times \frac{\text{射距離の数値}}{50}$ ミリメートル	$100 \times \frac{\text{射距離の数値}}{300}$ ミリメートル
c	$8.3 \times \frac{\text{射距離の数値}}{50}$ ミリメートル	$50 \times \frac{\text{射距離の数値}}{300}$ ミリメートル
標的の形状及び得点		



備考 1 射距離とは、当該施設における射撃線から標的までの距離（単位は、メートルとする。）をいう。

2 aは、標的の直径を表す。

3 bは、10点圏の直径を表す。

4 cは、10点圏を除く各得点圏の幅員を表す。

5 図に示す数字は、各得点圏の点数を表す。

(注) 1 公称口径22のへり打ちのライフル銃の標的1枚についての射撃回数は、5回とする。

2 公称口径22のへり打ちのライフル銃以外のライフル銃の標的1枚についての射撃回数は、20回とする。

(2) 射撃の方法等

ア 実包の装てん数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装てんするものとする。

イ 試射

規則第4条第3項に定める射撃回数のほかに、10回以内の試射を認めるものとする。

(注) 1 試射は、標準調整のためのものであるので、射撃検定の採点の対象とはならない。ただし、操作検定の採点の対象となる。

2 試射は、射撃検定開始前のみ行うことができる。

別添3

操作検定の採点基準

1 散弾銃を使用して行う操作検定

(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
A	銃口を人のいる方向に向けた場合	10	銃口を人のいる方向に向けた場合	
B	用心がねの中に指を入れた場合	10	用心がねの中に指を入れた場合	射撃及び空撃ちをする場合並びに引き金の異常の有無を確認をする場合を除く。
C	暴発させた場合	10	射撃の意思がなく、かつ、射撃の必要がないときに銃から弾が出た場合	銃器故障の場合及びクレーが放出器から放出され、飛しようを完了するまでの間を除く。
D	機関部を解放せず、又は弾倉を取り外さないで銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	10	銃を携帯し、又は銃架等に置くときに次の措置を執らなかつた場合 ア 元折銃は、銃を折り機関部を開放する。 イ 元折銃以外の銃は、遊底を開き機関部を開放する。(弾倉着脱式のものにあつては、弾倉も取り外す。)	携帯する場合のうち射撃及び空撃ちをする場合を除く。
E	実包を装てんしたまま、射台を離れた場合	10	射台以外の場所で実包を装てんしたままの銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	実包の装てんとは、薬室及び弾倉に実包が入っていることを

					いう。
F	上記以外の危険行為を行った場合	a	10	銃の保持方法が確実にないために銃を取り落とした場合	
		b	10	射台で実包を装てんした状態で銃を手から離した場合	
		c	10	銃を不安定な状態に置いたために銃が倒れたり落ちたりした場合	

(2) 猟銃の点検

減点事項		減点数	適用細目	備考
G	銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が装てんされているかどうかの確認を怠った場合	10	次の場合に、薬室及び弾倉に実包が装てんされているかどうかの確認を行わなかった場合 ア 銃を手にした場合 イ 射台を離れる場合	「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。
H	上記以外の危険行為を行った場合	各1	次に掲げる銃の機能の安全点検を行わなかった場合 ア 銃身部の異常の有無の確認 イ 安全装置の作動の異常の有無の確認 ウ 引き金の異常の有無の確認 エ 先台が確実に装着されているかどうかの確認 オ 銃身部、機関部及	

				び銃床部の接合部分の異常の有無の確認	
		b	3	分解結合動作が著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合	

(3) 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
I	射台以外の場所で実包を装てんした場合	10	射台以外の場所において実包を装てんした場合	模擬弾を使用して行う操作検定を除く。
J	上記以外の危険行為を行った場合	a	不発が生じた場合において、次の措置を執らなかつた場合 ア 引き金を引いても撃発しない場合には、10秒前後そのままの姿勢を崩さず、不発弾であることを確認した上で脱包する。 イ 脱包した不発弾は、自ら保管すること。	
		b	実包を自らの目のとどかない所に放置した場合	

(4) 射撃姿勢及び動作

減点事項	減点数	適用細目	備考
発射の時機を著		クレーが放出される	

K	しく失した場合	1	前、又はクレーが飛しようを完了した後に発射した場合	
L	標的の方向と著しく異なる方向に発射した場合	1	飛しようするクレーの方向と著しく異なる方向に発射した場合	
M	上記以外の危険行為を行った場合	3以下	頬付け、肩付け等の基本的射撃姿勢が極端に不正確である場合	操作検定のすべての過程における射撃姿勢を対象とする総合評価とする。

2 ライフル銃を使用して行う操作検定

(1) 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
A	銃口を人のいる方向に向けた場合	10	銃口を人のいる方向に向けた場合	
B	用心がねの中に指を入れた場合	10	用心がねの中に指を入れた場合	射撃及び空撃ちをする場合並びに引き金の異常の有無を確認をする場合を除く。
C	暴発させた場合	10	射撃の意思がなく、かつ、射撃の必要がないときに銃から弾が出た場合	銃器故障の場合を除く。
	機関部を開放せず、又は弾倉を取り外さないで銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合		銃を携帯し、又は銃架等に置くとときに次の措置をとらなかつた場合 ア ボルト式銃は、ボ	携帯する場合のうち射撃及び空撃ちをする場合を除く。

D			10	<p>ルトを開き機関部を開放する。</p> <p>イ 自動式銃は、遊底を開き機関部を開放する。</p> <p>ウ 弾倉着脱式銃は、遊底を開き機関部を開放し、かつ、弾倉を取り外す。</p>	
E	実包を装てんしたまま射台を離れた場合		10	射台以外の場所で実包を装てんしたままの銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	実包の装てんとは、薬室及び弾倉に実包が入っていることをいう。
F	上記以外の危険行為を行った場合	a	10	銃の保持方法が確実でないために銃を取り落とした場合	
		b	10	射台で実包を装てんした状態で銃を手から離した場合	
		c	10	銃を不安定な状態に置いたために銃が倒れたり落ちたりした場合	

(2) 猟銃の点検

減点事項		減点数	適用細目	備考
G	銃を手にした場合又は射台を離れる場合において、実包が装てんされているかどうかの確認を怠った場合	10	<p>次の場合に、薬室及び弾倉に実包が装てんされているかどうかの確認を行わなかった場合</p> <p>ア 銃を手にした場合</p> <p>イ 射台を離れる場合</p>	<p>1 「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。</p> <p>2 弾倉式以外のものは、薬</p>

					室内の確認のみでよい。
H	上記以外の危険行為を行った場合	a	各 1	次に掲げる銃の機能の安全点検を行わなかった場合 ア 銃身部の異常の有無の確認 イ 安全装置の作動の異常の有無の確認 ウ 引き金の異常の有無の確認 エ 機関部と銃床部の接合部分の異常の有無の確認	
		b	3	ボルトの取り付け及び取り外しが著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合	ボルト式ライフル銃に限る。

(3) 実包の装てん及び拔出しその他実包の取扱い

減点事項		減点数	適用細目	備考
I	射台以外の場所で実包を装てんした場合	10	射台以外の場所において実包を装てんした場合	模擬弾を使用して行う操作検定を除く。
J	上記以外の危険行為を行った場合	a	5	不発が生じた場合において、次の措置をとらなかった場合 ア 引き金を引いても撃発しない場合には、10秒前後そのままの姿勢を崩さず、不発弾であることを確認した上で脱包する。

				イ 脱包した不発弾は、自ら保管すること。	
		b	3	実包を自らの目のとどかない所に放置した場合	

(4) 射撃姿勢及び動作

減点事項		減点数	適用細目	備考
K	標的の方向と著しく異なる方向に発射した場合	1	標的に命中しないものが射撃弾数の半分を超える場合（半分を超える1弾数ごとに減点する。）	20発中標的に命中したものの5発、命中しなかったものの15発とした場合には、 1点× (15発－10発) ＝5点を減点する。
L	上記以外の危険行為を行った場合	3以下	頬付け、肩付け等の基本的射撃姿勢が極端に不正確である場合	操作検定のすべての過程における射撃姿勢を対象とする総合評価とする。

別添4

技能検定成績表

その1 散弾銃によるもの

(1) 採点基準細目一覧表

受検番号	
------	--

減点事項	減点	チェック	減点事項	減点	チェック
A 銃口	10		G 実包装てん有無不確認	10	
B 用心がね	10		H-a 安全点検不履行	銃身部	1
C 暴発	10			安全装置	1
D 機関部不開放等	10			引き金	1
E 実包装てん状態で射台を離れた。	10			先台	1
				接合部分	1
F-a 銃を取り落とした。	10		b 分解結合不良	3	
b 実包装てん状態で銃を手離した。(射台)	10		I 射台以外で実包装てん	10	
c 銃の転倒等	10		J-a 不発処理不適切	5	
			b 実包放置	3	

減点事項	減点	チェック									
K 発射時機	1										
L 発射方向	1										

M 射撃姿勢不良	総合評価3点以下	
----------	----------	--

(2) 射撃成績

トラップ	ストレート	左5度	右5度	左10度	右10度
スキート	1番マーク	2番マーク	3番マーク	6番プール	7番プール
	7番マーク				

その2 ライフル銃によるもの

(1) 採点基準細目一覧表

受検番号	
------	--

減点事項	減点	チェック	減点事項	減点	チェック
A 銃口	10		G 実包装てん有無不確認	10	
B 用心がね	10		H-a 安全点検不履行	銃身部	1
C 暴発	10			安全装置	1
D 機関部不開放等	10			引き金	1
実包装てん状態で射台				接合部分	1

E	を離れた。	10			b	ボルト取り付け等不良	3		
F—a	銃を取り落とした。	10			I	射台以外で実包装てん	10		
b	実包装てん状態で銃を手離れた。(射台)	10			J—a	不発処理不適切	5		
c	銃の転倒等	10			b	実包放置	3		

減点事項	減点	チェック							
K	発射方向	1							

L	射撃姿勢不良	総合評価3点以下	
---	--------	----------	--

(2) 射撃成績

立 膝 伏	射 射 射	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

別添 5

操作講習の実施要領

1 散弾銃を使用して行う操作講習

散弾銃を使用して行う操作講習の要領は次のとおりとする。

注 事故例を引用するなどによる口頭での説明及び講習指導員が銃を用いて実演を行うほか、受講者に最低限括弧内の回数の動作を繰り返させるものとする。講習指導員は、指導のため必要があると認めるときは、括弧内に定める回数を超えて行わせることができる。

なお、このようにして行わせる動作以外の動作であっても、技能講習中に行われたものは全て操作講習における記録対象に含まれる。

(1) 散弾銃の点検及び分解結合（1回）

ア 散弾銃を銃身部と機関部に分解させる。

イ 分解された散弾銃を結合させつつ安全点検を行わせる。

注 点検は、受講者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

(2) 散弾銃の保持及び携行（1回）

射台及び銃架等の間を散弾銃を携行させて往復させる。この場合において、銃架等に散弾銃を置かせ、又は手に取らせるものとする。

(3) 模擬弾の装填及び脱包（2回）

模擬弾の装填及び脱包を行わせる。

注 模擬弾は、操作講習においては、実包とみなす。

(4) 照準及び空撃ち（５回）

射撃動作及びスウィングを行わせつつ空撃ちを行わせる。

注 スウィングは、山並み等の地形地物を利用して、飛しょうする標的の飛行線を仮想することにより行うものとする。

(5) 不発の場合の処理（１回）

不発の場合の処理を行わせる。

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

2 ライフル銃等を使用して行う操作講習

ライフル銃等を使用して行う操作講習の要領は、次のとおりとする。

注 事故例を引用するなどによる口頭での説明及び講習指導員が銃を用いて実演を行うほか、受講者に最低限括弧内の回数動作を繰り返させるものとする。講習指導員は、指導のため必要があると認めるときは、括弧内に定める回数を超えて行わせることができる。

なお、このようにして行わせる動作以外の動作であっても、技能講習中に行われたものは全て操作講習における記録対象に含まれる。

(1) ライフル銃等の点検及び分解結合（１回）

ア ボルト式ライフル銃等の場合に限り、ボルトの脱着を行わせる。

イ 安全点検を行わせる。

注 点検は、受講者に「……につき異常なし」等声を出して行わせるものとする。

(2) ライフル銃等の保持及び携行（１回）

射台後方の安全な場所をライフル銃等を携行させて往復させる。この場合において、銃架等にライフル銃等を置かせ、又は手に取らせるものとする。

(3) 模擬弾の装填及び脱包（２回）

模擬弾の装填及び脱包を行わせる。

注 模擬弾は、操作講習においては、実包とみなす。

(4) 照準及び空撃ち（５回）

射撃姿勢をとらせ、かつ、空撃ちを行わせる。

(5) 不発の場合の処理（１回）

不発の場合の処理を行わせる。

注 模擬弾を不発弾と仮想することにより行うものとする。

別添 6

射撃講習実施要領

1 散弾銃射撃講習

(1) 標的の形状（通常使用されているクレー）

直径 110 ミリメートル（±2 ミリメートル）、高さ 26.5 ミリメートル（±1.5 ミリメートル）、重量 105 グラム（±5 グラム）のクレー

ーピジョン

(2) 標的の放出方法等

ア 受講者1人につき原則25個の標的を1個ずつ放出するものとする。
 ただし、講習指導員が必要と認める場合には、25個を超えて放出するものとする。

イ トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が15メートルであるもの）

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が75メートル（±5メートル）となるような速度

(イ) 放出高度 トラップハウスの屋根の水準でトラップから計り、飛行線の10メートルの地点で2.5メートル（±0.5メートル）の高さを通過

(ウ) 放出順序、放出方向及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5
放出方向	ストレート	左5度	右5度	左10度	右10度
標的個数	5	5	5	5	5

注 射台の放出方向を特定し、その設定は、射台番号に拘束されない。

ウ トラップ射撃（トラップから射撃線までの距離が5メートルであるもの）

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が75メートル（±5メートル）となるような速度

(イ) 放出高度 トラップハウスの屋根の水準でトラップから計り、飛行線の10メートルの地点で2.5メートル（±0.5メートル）の高さを通過

(ウ) 放出順序、放出方向及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5
放出方向	ストレート	左20度	右20度	左35度	右35度
標的個数	5	5	5	5	5

注 射台の放出方向を特定し、その設定は、射台番号に拘束されない。

エ スキート射撃（クレーがセンターポール上方を通過するように発射されるもの）

(ア) 放出速度 最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下

となるような速度

- (イ) 放出高度 クレー交差点において地上4.57メートルの点を中心とする直径0.91メートルの仮想の円内を通過
- (ウ) 放出順序、射台番号、放出器及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5	6
射台番号	1	2	3	6	7	任意
放出器	M	M	M	P	P	任意
標的個数	3	3	3	3	3	10

注1 放出器の項のMはマークを、Pはプールを表す。

2 標的の放出は、ノータイムとする。

オ スキート射撃（クレーがセンターポール上方及びその後方30度の範囲を通過するように発射されるもの）

- (ア) 放出速度 最大飛しょう距離が65メートル以上67メートル以下となるような速度
- (イ) 放出高度 クレー交差点において地上5メートルの点を中心とする直径2メートルの仮想の円内を通過
- (ウ) 放出順序、射台番号、放出器及び標的個数

放出順序	1	2	3	4	5	6
射台番号	1	2	3	5	6	任意
放出器	P M	P M	P M	P M	P M	任意
標的個数	2 2	2 2	2 1	1 1	1 1	10

注1 放出器の項のMはマークを、Pはプールを表す。

2 標的の放出は、ノータイムとする。

(3) 射撃の方法等

ア 実包の装填数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装填するものとする。

イ 射撃の方法及び射台の移動

(ア) トラップ射撃

受講者は1番射台から順に射撃を行い、受講者のグループ（射団）の全員が射撃を終了しなければ、射台を移動してはならないものとする。

る。

上記(2)イにより射撃を実施する者は、15回の射撃を行った後、講習指導員の指示を受けた場合にはトラップから射撃線までの距離が5メートルの射台を使用して残りの回数の射撃を実施することができる。この場合におけるクレーの放出角度は、そのままの角度で実施することとする。

なお、当初から上記(2)ウにより射撃を実施する受講者については、全ての射撃についてトラップから射撃線までの距離が5メートルの射台で射撃を行うこととする。

(イ) スキート射撃

a 受講者は、射台において、当該射台に定められた個数の標的全部に対して、連続して射撃するものとする。

b 受講者のグループ(射団)の全員が当該射台において射撃を終了しなければ、射台を移動してはならないものとする。

c 15回射撃を行った後は10回の射撃を任意の射台で実施する。

なお、講習指導員が受講者に対する射撃の指導のために必要であると認める場合には、射台を指定することも可能とする。

2 ライフル銃等射撃講習

(1) 標的の大きさ(規則第8条第2項)

直径330ミリメートル以上366ミリメートル以下の標的を使用して実施するものとし、受講者はいずれの標的を使用するかを選択できる。

(2) 射撃の方法等

ア 射撃回数

受講者1人につき、原則10回の射撃とする。ただし、講習指導員が必要と認める場合には、10回を超えて射撃を行わせるものとする。

イ 実包の装填数

1回の射撃につき、実包は1個のみ装填するものとする。

ウ 試射

規則第8条第3項の規定による射撃回数とは別に、10回以内の試射を認めるものとする。

注1 試射は、照準調整のためのものであるので、射撃講習の記録の対象とはならない。ただし、操作講習の記録の対象となる。

2 試射は、射撃講習開始前のみ行うことができる。

エ 射撃姿勢

受講者は立射、膝射、伏射及び肘射のいずれか一以上の射撃姿勢により射撃を実施することとし、それぞれの射撃姿勢について依託射撃を可能とする。射撃姿勢については操作講習の際に行った空撃ちの状況及び受講者の希望に応じて講習指導員が選択することとする。

なお、講習指導員の指導を受けて、途中で射撃姿勢を変更することもできる。

依託射撃を行う場合、架台、土のう又は射台（以下「架台等」という。）を使用することも可能とする。その場合、技能講習を実施する射撃場に備え付けの架台等を使用することとするが、銃を完全に固定する方法での依託射撃は認めないこととする。

また、銃を安定させるために腕に絡めて使用する負い革についてもその使用を認めることとする。

別添 7

操作講習記録基準

技能講習における危険行為等

1 危険行為

危険行為		適用細目	備考
A	銃口を人に向けた場合	銃口を人のいる方向に向けた場合	
B	用心がねに指を入れた場合	用心がねの中に指を入れた場合	射撃若しくは空撃ちをする場合又は引き金の異常の有無を確認する場合を除く。
C	暴発	射撃の意思がなく、かつ、射撃の必要がないときに銃から弾が出た場合	（散弾銃の場合） 銃器故障の場合及びクレーが放出器から放出され飛しょうを完了するまでの間を除く。 （ライフル銃等の場合） 銃器故障の場合を除く。
D	機関部不開放等	銃を携帯し、又は銃架等に置くときに次の措置を執らなかつた場合 （散弾銃の場合） ア 元折銃は、銃を折り機関部を開放する。 イ 元折銃以外の銃は、遊底を開き機関部を開放する（弾倉着脱式のものにあつては、弾倉も取り外す）。 （ライフル銃等の場合）	携帯する場合のうち射撃及び空撃ちをする場合を除く。

			<p>ア ボルト式銃は、ボルトを開き機関部を開放する。</p> <p>イ 自動式銃は、遊底を開き機関部を解放する。</p> <p>ウ 弾倉着脱式銃は、遊底を開き、機関部を開放し、かつ、弾倉を取り外す。</p>	
E	実包装填有無の不確認	射台以外の場所で実包を装填したままの銃を携帯し、又は銃架等に置いた場合	射台以外の場所において実包を装填した場合	実包の装填とは、薬室及び弾倉に実包が入っていることをいう。
F	射台以外の場所で実包を装填	射台以外の場所において実包を装填した場合	射台以外の場所において実包を装填した場合	模擬弾を使用して行う操作講習を除く。
G	実包を装填したまま射台を離れる行為等	<p>次の場合に、薬室及び弾倉に実包が装填されているかどうかの確認を行わなかった場合</p> <p>ア 銃を手にした場合</p> <p>イ 射台を離れる場合</p>	<p>(散弾銃の場合)</p> <p>「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。</p> <p>(ライフル銃等の場合)</p> <p>1 「銃を手にする」とは、銃を保持し始めることをいう。</p> <p>2 弾倉式以外のものは、薬室内の確認をすれば足りる。</p>	
H	上記以外の危険行為を行った場合	a	銃の保持方法が確実ではないために銃を取り落とした場合	
		b	射台で実包を装填した状態で銃を手から離した場合	
		c	銃を不安定な状態に置いたために銃が倒れたり落ちたりした場合	
I	禁止行為	指定府令第8条第1項第3号から第5号までに規定する行為について行った場合	指定府令第8条第1項第3号から第5号までに規定する行為について行った場合	この項目については、一度でも該当すれば技能講習を打ち切る。

2 指導項目

指導項目	適用細目	備考
銃の機能の安全点検を行わなかった場合	<p>銃の点検を行う際に、次の確認を行わなかった場合</p> <p>ア 銃身部の異常の有無の確認</p> <p>イ 安全装置の作動の異常の有無の確認</p> <p>ウ 引き金の異常の有無の確認</p> <p>エ 先台が確実に装着されているかどうかの確認</p> <p>オ 銃身部、機関部及び銃床部の接合部分の異常の有無の確認</p>	
分解結合が不良な場合	<p>(散弾銃の場合)</p> <p>分解結合動作が著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合</p> <p>(ライフル銃等の場合)</p> <p>ボルトの取付け及び取り外しが著しく不正確であり、かつ、円滑でない場合</p>	<p>(ライフル銃等の場合)</p> <p>ボルト式ライフル銃等に限る。</p>
不発が生じた場合において、必要な措置を執らなかった場合	<p>不発が生じた場合において、次の措置を執らなかった場合</p> <p>ア 引き金を引いても撃発しない場合には、10秒前後そのままの姿勢を崩さず、不発弾であることを確認したうえで脱包する。</p> <p>イ 脱包した不発弾は、自ら保管すること。</p>	
実包を自らの目に届かない所に放置した場合	<p>実包を自らの目に届かない所に放置した場合</p>	

スキート	1 番		2 番		3 番		5 番		6 番											
	P	M	P	M	P	M	P	M	P	M										

※ 標的に当たった場合は枠内に斜線を記入すること。

(3) 特記事項

別添8 (その2)

ライフル銃等によるもの

技 能 講 習 記 録 表

受講日		射撃場名	
		講習指導員	
受講番号		受講者氏名	

(1) 記録基準細目一覧表

危険行為		チェック	
A	銃口を人に向けた場合		
B	用心がねに指を入れた場合		
C	暴発		
D	機関部不開放等		
E	実包装填有無の不確認		
F	射台以外の場合で実包を装填		
G	実包を装填したまま射台を離れる行為		
a	銃を取り落とした		

指導項目	チェック	指導事項
安全点検不履行	銃身部	
	安全装置	
	引き金	
	先台	
	接合部分	
ボルトの取付け等		
不発処理不適切		
実包放置		

H	b	実包装填状態で銃を手離した (射台)		
	c	銃の転倒等		
I		禁止行為		

(2) 射撃結果

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘	立膝 伏肘

※ 標的に当たった場合は枠内に斜線を記入し、射撃を行った姿勢に応じて立、膝、伏、肘のいずれかを選択し、通常の射撃の場合には○を、依託射撃の場合には△で囲むこと。

(3) 特記事項

--

別添9 (その1)

散弾銃によるもの

射撃姿勢等確認表

受講日		射撃場名	
		講習指導員	
受講番号		受講者氏名	

確認期	適用細目	チェック項目	チェック欄	備考
		銃が発射時に安定した状態に置かれ		

射 撃	姿 勢	ているか。		
		重心が射撃姿勢の支持面の中心にあるか。		
		頭の位置は適切か。目が照準線に正しく向いて射撃姿勢が取れているか。		
		射撃中常に同じ状態の射撃姿勢が取れているか。		
姿 勢	グリップ (銃把、先 台の握り方)	引き金を引く指の位置は適切か。		
		銃把の握り方は適切か。		
		先台の保持、握り方は適切か。		
	肩付け	床尾板の位置は適切か。		
	頬付け	位置 (銃を頬骨の下に正しく圧着させる。)		
	射 撃 動 作	照準方法	標的、照星、中間照星、リブの正しい位置、両目で狙う。	
挙(据)銃 動作		銃口の位置が動揺せず、頬付け、肩付けが一連の挙(据)銃動作として行う。		
スイング		手で行うのではなく、腰を中心に回転するように行う。		
そ の	発射の時期	発射の時期を著しく失っていないか。		
	発射の方向	標的の方向と著しく異なる方向に発射していないか。		

他				
	銃の特性	自己の銃の特性を理解して射撃できているか。		

※ チェック欄の記載については、正確かつ確実にできた項目については◎を、正確にほぼできた項目については○を、指導をした項目については△を記載すること。なお、△を記載した場合は備考欄に修正すべき事項を記載して受講者に今後注意すべき点として理解させること。

別添9 (その2)

ライフル銃等によるもの

射撃姿勢等確認表

受講日		射撃場名	
		講習指導員	
受講番号		受講者氏名	

確認項目	適用細目	チェック項目	チェック欄	備考
射撃	姿勢	銃が発射時に安定した状態に置かれているか。		
		重心が射撃姿勢の支持面の中心にあるか。		
		頭の位置は適切か。目が照準線に正しく向いて射撃姿勢が取れているか。		
		射撃中常に同じ状態の射撃姿勢が取れているか。		
姿勢	グリップ (銃把、前床部 (フォアエンド) の握り方	引き金を引く指の位置は適切か。		
		銃把の握り方は適切か。		
		前床部 (フォアエンド) の保持、握り方は適切か。		

	肩付け	床尾板（パットブレード）の位置は適切か。		
	頬付け	位置 (銃を頬骨の下に正しく圧着させる。)		
射撃動作	照準方法	スコープ、マイクロサイト等の照準器の操作が適切に行えるか。		
	据銃動作	銃口の位置が動揺せず、頬付け、肩付けが一連の据銃動作として行う。		
その他の	発射の方向	標的の方向と著しく異なる方向に発射していないか。		
	銃の特性	自己の銃の特性を理解して射撃できているか。		

※ チェック欄の記載については、正確かつ確実にできた項目については◎を、正確にほぼできた項目については○を、指導をした項目については△を記載すること。なお、△を記載した場合は備考欄に修正すべき事項を記載して受講者に今後注意すべき点として理解させること。